

公益財団法人えひめ女性財団評議員・役員名簿

【評議員】

（任期※：令和3年6月15日～）

氏名	生年月日	年齢	現職等	備考
中野 博子	S25.10.31	72	石丸小児科副院長	
野中 健次	S43.6.20	54	(株)松山機型工業代表取締役	
野本 百合子	S34.9.27	63	愛媛県立医療技術大学保健科学部教授	
岩本 直樹	S53.10.21	44	しろやま法律事務所(弁護士)	
中川 美奈子	S39.7.6	58	愛媛県県民環境部県民生活局長	

※ 任期：選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(令和7年6月予定)

【理事】

（任期※：令和3年6月15日～）

氏名	生年月日	年齢	現職等	備考
越智 やよい	S28.3.6	70	愛媛県男女共同参画センター 館長	理事長
小坂 泰起	S35.12.6	62	公益財団法人えひめ女性財団 常務理事	常務理事
高市 眞一	S28.2.21	70	農事組合法人ほのぼの農園 代表理事	
眞鍋 誠子	S25.4.19	72	今治看護専門学校 副校長	
水本 説男	S22.7.10	75	愛媛県民生児童委員会協議会 副会長	
小國 恵子	S34.9.26	63	女性と防災の会 代表	
上村 芽衣子	S48.2.17	50	愛媛県第一次産業女子ネットワーク・さくらひめ会員	
佐川 東輝枝	S38.12.19	59	愛媛県商工会議所女性会連合会 会長	
信貴 正美	S36.7.21	61	公益財団法人えひめ女性財団 参事	参事

※ 任期：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(令和5年6月予定)

【監事】

（任期※：令和3年6月15日～）

氏名	生年月日	年齢	現職等	備考
飯尾 智仁	S33.11.8	64	愛媛県商工会連合会専務理事	
石丸 裕司	S37.6.22	60	石丸裕司税理士事務所(税理士)	

※ 任期：選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(令和7年6月予定)

公益財団法人えひめ女性財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人えひめ女性財団(以下「この法人」という。)の定款第 13 条及び第 26 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
 - (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものをいう。
 - (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)手数料等の経費をいう。
- 2 この規程の役員又は評議員は、非常勤役員又は非常勤評議員の者をいう。

(報酬)

第 3 条 役員及び評議員の報酬は、この法人の理事会及び評議員会又は監事による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条又は同法第 101 条の職務として出席した場合に支給する日額報酬とする。

- 2 前項の報酬の額は、1 人に対して 1 日につき 10,000 円とする。
- 3 報酬は、理事会等に出席する都度支給する。ただし、常務理事は愛媛県男女共同参画センター館長を委嘱され、その職務給与の支給を受けているため報酬を支給しない。

(報酬受取りの辞退)

第 4 条 事情により支給される報酬の受取りを希望しない役員及び評議員は、その旨の意思を表明することにより、報酬の受取りを辞退することができる。

(費用の支払)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 役員及び評議員に旅費を支給する場合の旅費の格付けは、愛媛県の「職員の給与に関する条例」別表第 1「行政職給料表」7 級に相当するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 第5条に定める費用の支払いについても、前項と同様とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人えひめ女性財団の設立の登記の日から施行する。